

広報

大野郡5町2村合併協議会

合併協議会だより

4月8日、第13回合併協議会を三重町で開催

7協定項目が協議確認されました。（詳細は次頁以降）

公立幼稚園は、現行のとおり新市に引き継ぎます。
入園料、授業料は合併時に統一する。

通学補助は、現行のとおり新市に引き継ぎます。

スクールバスの運行は、現行のとおり新市に引き継ぎます。

奨学金制度は、合併時に廃止する。ただし、新たな貸付制度を創設する。

教育相談事業は、現行のとおり新市に引き継ぎます。

児童生徒の国際交流は、新市においても実施します。

民生児童委員については、合併時の在任委員は新市に引き継ぎます。

高齢者福祉施設等は、新市に引き継ぎます。

育種組合関係事業及びBSE関係事業は、新市に引き継ぎます。



2004

第12号

平成16年4月

第13回合併協議会

＜新規協議の協定項目＞

新規協議は、「使用料・手数料等の取扱い(その1)」「公共的団体等の取扱い(その1)」・「補助金、交付金等の取扱い(その1)」「高齢者福祉事業の取扱い」「その他の福祉事業の取扱い」「農林水産事業の取扱い(その1)」「学校教育事業の取扱い(その3)」の7協定項目の協議が行われました。

次のように確認されました。

＜確認された協定項目＞

協定項目第16-1号

使用料・手数料等の取扱い(その1)について

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に考慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において検討する。
- 2 手数料については、住民の一体性の確保、負担公平の原則を基本に合併時に統一する。

協定項目第17-1号

公共的団体等の取扱い(その1)について

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。

- (1) 大野郡5町2村又は複数町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 大野郡5町2村で独自の目的をもった団体は、現行のとおりとする。

協定項目第18-1号

補助金、交付金等の取扱い(その1)について

- 1 大野郡5町2村又は複数町村で、同一又は同種の補助金等は、合併時に統一する方向で調整する。
- 2 大野郡5町2村で独自の補助金等は、原則として合併時に廃止し、必要なものについては、新市において調整する。
- 3 上部団体の負担金等は新市において調整する。



あいさつをする芦刈幸雄三重町長

協定項目第32号

高齢者福祉事業の取扱いについて

- 1 高齢者福祉計画については、介護保険事業計画の見直しに合わせ、新市において策定する。
- 2 国又は県の制度に基づき全町村で実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、内容、利用料等に差異のあるものについては、合併までに調整する。
- 3 国又は県の制度に基づき一部の町村で実施している事業については、実施事業、内容について合併までに調整する。
- 4 各町村が独自に実施している制度又は事業については、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ合併までに調整する。
- 5 福祉施設等については、新市に引き継ぎ、その事業内容、運営方法等は合併までに調整する。

協定項目第38号

その他の福祉事業の取扱いについて

- 1 民生委員児童委員については、合併時の在任委員は新市に引き継ぐ。ただし、民生委員児童委員協議会のあり方等については、合併までに調整する。
- 2 災害救助については、国又は県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、単独事業については、合併までに調整する。
- 3 戦没者追悼式については、新市において引き続き実施する。ただし、開催時期、開催場所等については、合併までに調整する。
- 4 その他の事業については、新市において調整する。

協定項目第41-1号

農林水産事業の取扱い(その1)について

- 1 林業関係事業の取扱いについて
 - (1) 有害鳥獣関係事業、町有林関係事業、林道及び作業道関係整備事業、種駒助成事業については、合併時に統一する。
 - (2) 椎茸原木に対する病害虫防除の薬剤費補助事業については、廃止する。
- 2 畜産関係事業の取扱いについて
 - (1) 育種組合関係事業及びBSE関係事業については、新市に引き継ぐ。
 - (2) 導入関係事業、畜産品評会関係事業及び畜舎等整備事業については、合併時に統一する。
 - (3) 衛生対策関係事業、飼料関係事業及び種雄牛造成関係事業については、新市において調整する。
 - (4) 見舞金関係事業については、合併時に廃止する。



協定項目第46-3号

学校教育事業の取扱い(その3)について

- 1 公立幼稚園については、現行のとおり引き継ぐ。ただし、入園料、授業料については合併時に統一する。
- 2 通学補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において通学区域等も参考に検討する。ただし、ヘルメット補助については廃止する。
- 3 スクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぎ、新市において通学区域等も参考に検討する。
- 4 奨学金制度については、合併時に廃止する。ただし、教育の機会均等の趣旨を鑑み、新たな貸付制度を創設する。なお、合併時において対象となっている者については、現行の制度を適用する。
- 5 就学奨励費補助については、国の制度を基本に新市に引き継ぐ。ただし、合併時に内容を統一する。
- 6 教育相談事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、教育相談の重要性を考え、新市において調整する。
- 7 児童生徒の国際交流事業については実施し、内容については新市において調整する。
- 8 各町村の補助事業等は、新市の教育方針を基本に次のように取扱うものとする。
 - (1) 5町2村又は複数町村で同一又は同種の補助事業等は合併までに調整する。
 - (2) 5町2村で独自の補助事業等は原則として廃止し、必要なものについては、新市において調整する。

<提案された協定項目>

今回、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、「使用料・手数料等の取扱い(その2)」、「公共的団体等の取扱い(その2)」、「補助金、交付金等の取扱い(その2)」、「広報広聴事業の取扱い(その2)」、「病院・診療所の取扱い」、「農林水産事業の取扱い(その2)」、「商工観光事業の取扱い(その2)」、「勤労者・消費者事業の取扱い」、「建設事業の取扱い(その2)」、「社会福祉協議会の取扱い(その2)」が提案されました。

提案された協定項目は関係町村で協議がされ、次回協議会(4月22日・清川村中央公民館)で協議が行われます。

協定項目第7号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新市において、大野郡5町2村を区域とした農業委員会を一つ設置する。
- 2 農業委員会の公選による委員の定数については、30名とする。
- 3 農業委員会委員の選出方法については、合併後最初の選挙に限り選挙区制を導入する。ただし、選挙区の定数については、定数30名の内14名を均等割とし、各町村に2名割り当て、残りの16名を農地面積割りにより算出された者との合計とする。

協定項目第16-2号

使用料・手数料等の取扱い(その2)について

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に考慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において検討する。
- 2 手数料については、住民の一体性の確保、負担公平の原則を基本に合併時に統一する。

協定項目第17-2号

公共的団体等の取扱い(その2)について

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。

- (1) 大野郡5町2村又は複数町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 大野郡5町2村で独自の目的をもった団体は、現行のとおりとする。

協定項目第18-2号

補助金、交付金等の取扱い(その2)について

- 1 大野郡5町2村又は複数町村で、同一又は同種の補助金等は、合併時に統一する方向で調整する。
- 2 大野郡5町2村で独自の補助金等は、原則として合併時に廃止し、必要なものについては、新市において調整する。
- 3 上部団体の負担金等は新市において調整する。

協定項目第28-2号

広報広聴事業の取扱い(その2)について

情報通信関係事業の取扱いについて

- (1) ホームページについては、合併時に統一し、新市において開設する。
- (2) オフトーク、ケーブルテレビについては、新市に引き継ぐ。ただし、事業及び内容については、新市において調整する。
- (3) 電光掲示板については、新市に引き継ぐ。

協定項目第35号

病院・診療所の取扱いについて

公立おがた総合病院及び清川村国民健康保険直営診療所については、「公立医療施設総合検討専門委員会」の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。



協定項目第41-2号

農林水産事業の取扱い(その2)について

- 1 一般農政関係事業の取扱いについて
 - (1) 各種振興計画については、新市において速やかに策定する。
 - (2) 認定農業者は、新市に引き継ぐ。ただし、認定基準及び関係事業については、合併までに調整する。
 - (3) 国の生産調整対策及び町村単独事業については、地域間で不均衡を生じないように合併までに調整する。
 - (4) 作物関係事業については、新市においても産地化が図れるよう推進し、事業内容については、合併までに調整する。
 - (5) その他の事業については、合併までに調整する。
- 2 農業土木関係事業の取扱いについて
 - (1) 農地・農業用施設整備事業、耕地災害復旧事業及び農道愛護事業については、合併までに調整する。
 - (2) かんがい排水関係事業、農地等高度利用促進事業及び新農業水利システム保全対策事業については新市に引き継ぎ、事業内容については合併までに調整する。
 - (3) 農業土木積算システム運用支援業務委託事業、農道台帳管理費負担金、大分県土地改良連合会事業費賦課金及び農業土木関係事業償還金については、新市に引き継ぐ。
 - (4) 分担金については、合併までに調整する。
- 3 農林業公社の取扱いについて
 - (1) 農業公社、農林業公社及び地域振興公社については、出資金・財産等を新市に引き継ぐ。
 - (2) 管理運営については、運営補助金及び経営改善等を含め、新市において調整する。

協定項目第42-2号

商工観光事業の取扱い(その2)について

- 1 観光関係施設については、新市に引き継ぐ。ただし、管理運営方法については、合併までに調整する。
- 2 道の駅・里の駅(公設)については、情報発信や交流拠点施設として重要な施設であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、管理運営については、新市において調整する。

協定項目第43号

勤労者・消費者事業の取扱いについて

- 1 勤労者関係事業及び消費者事業については、新市に引き継ぐ。
- 2 シルバー人材センターについては、新市においても引き続き支援する。

協定項目第44-2号 建設事業の取扱い（その2）について

- 1 町村営住宅の取扱いについて
 - (1) 公営住宅について
 - ① 家賃算定方法、敷金、駐車料金、共益費等は現行のとおり新市に移行し、新市において調整する。
 - ② 入居者資格、選考方法、住宅管理人、家賃・敷金の減免・徴収猶予等は、合併時に三重町の例により統一する。
 - (2) 特定公共賃貸住宅について
 - ① 家賃、敷金、駐車料金、共益費等は現行のとおり新市に移行し、新市において調整する。
 - ② 入居資格については、合併時に統一する。ただし、朝地町の入居基準は、現行のとおりとし、新市で調整する。
 - ③ 入居者の選考、住宅管理人等は合併時に統一する。
- 2 道路事業の取扱いについて
 - (1) 町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな市道の認定基準については、新市において統一する。
 - (2) 町村道の維持管理については、合併までに統一する。
 - (3) 道路補助制度については、合併時に廃止する。
 - (4) 道路占用料については、新市において調整する。
- 3 河川事業の取扱いについて
 - (1) 河川補助制度については、合併時に廃止する。
 - (2) 河川占用料等については、新市において調整する。
- 4 建設一般補助金等の取扱いについて
 - (1) 宅地防災工事補助金は、合併時に廃止する。
 - (2) 水道料金徴収委員補助金は、合併時に廃止する。
 - (3) 分担金については、継続事業を除き、合併時に統一し、徴収する。ただし、道路関係については、合併時に廃止する。

協定項目第49-2号 社会福祉協議会の取扱い（その2）について

- 1 社会福祉協議会の運営に係る補助金については、社会福祉法にいう地域福祉の担い手としての役割を踏まえ、新市においても継続する。ただし、補助の内容、補助額等については合併までに調整する。
- 2 現在委託している事業については、現行のサービス水準が低下しないように合併までに調整する。

協議会での協議状況

協定番号	協 定 項 目	提案日	確認日	協 議 結 果	協定項目の数 案件数	
					協定項目の数	案件数
1	合併の方式	15. 3. 26	15. 4. 24	対等合併	1	1
2	合併の期日	15. 3. 26	15. 4. 24	H.17.3.31	2	2
3	新市の名称（その1）	15. 3. 26	15. 4. 24	小委員会を設置	3	3
	新市の名称（その2）	16. 1. 15	16. 1. 15	応募要領		4
4	新市の事務所の位置	15. 3. 26	15.12. 25	場所は三重町（広報第6号に掲載）	4	5
5	財産の取扱い	15.12. 25	16. 2. 26	広報第9号に掲載	5	6
6	議員の定数及び任期の取扱い（その1）	15. 4. 24	15.12. 25	小委員会を設置	6	7
8	地方税の取扱い	15.12. 9	15.12. 25	広報第6号に掲載	7	8
9	一般職の職員の身分の取扱い	15.12. 9	15.12. 25	広報第6号に掲載	8	9
12	特別職の身分の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	9	10
13	条例・規則等の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	10	11
14	事務組織及び機構の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	11	12
15	一部事務組合等の取扱い（その1）	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	12	13
16	使用料・手数料等の取扱い（その1）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	13	14
17	公共的団体等の取扱い（その1）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	14	15
18	補助金・交付金等の取扱い（その1）	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	15	16
19	町名・字名の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	16	17
20	慣行の取扱い	15. 4. 24	15.12. 25	広報第6号に掲載	17	18
21	行政区の取扱い	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	18	19
22	男女共同参画の取扱い	15. 5. 26	15.12. 25	広報第6号に掲載	19	20
23	電算システムの取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	20	21
24	国民健康保険事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 29	広報第7号に掲載	21	22
25	介護保険事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	22	23
26	消防防災事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	23	24
27	交流事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	24	25
28	広報・広聴事業の取扱い（その1）	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	25	26
29	交通対策事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	26	27
30	衛生事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	27	28
31	障害者福祉事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	28	29
32	高齢者福祉事業の取扱い	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	29	30
33	児童福祉事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	30	31

協議会での協議状況

確認された協定項目	協定番号	協定項目	提案日	確認日	協議結果	協定項目の数	案件数
	34	人権教育・同和対策事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	31	32
36	保育事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	32	33	
37	生活保護事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	33	34	
38	その他の福祉事業の取扱い	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	34	35	
39	健康づくり事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	35	36	
40	環境対策事業の取扱い	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	36	37	
41	農林水産事業の取扱い(その1)	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載	37	38	
42	商工観光事業の取扱い(その1)	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	38	39	
44	建設事業の取扱い(その1)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	39	40	
45	上下水道事業の取扱い(その1)	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	40	41	
	上下水道事業の取扱い(その2)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載		42	
46	学校教育事業の取扱い(その1)	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	41	43	
	学校教育事業の取扱い(その2)	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載		44	
	学校教育事業の取扱い(その3)	16. 3. 25	16. 4. 8	広報第12号に掲載		45	
47	文化振興事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	42	46	
48	社会教育事業の取扱い(その1)	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	43	47	
	社会教育事業の取扱い(その2)	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載		48	
49	社会福祉協議会の取扱い(その1)	15.12.25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	44	49	
50	地籍調査事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	45	50	
51	定住促進事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	46	51	
52	その他の事業の取扱い(その1)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	47	52	
	その他の事業の取扱い(その2)	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載		53	

で検討中 小委員会	協定番号	協定項目	内 容 等		協定項目の数	案件数
	3	新市の名称(その3)		新市の名称を募集中(3月31日まで)	5/27 提案	
6	議員の定数及び任期の取扱い(その2)		議員定数等検討小委員会で協議中	4/22 報告		55

今後提案される協定項目	協定番号	協定項目	提案済み	提 案 予 定		協定項目の数	案件数
	7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		4/8			48
10	地域審議会の取扱い				5/27	49	57
11	新市将来構想の策定及び新市建設計画の策定			5/13		50	58
15	一部事務組合等の取扱い(その2)			5/13			59
16	使用料・手数料の取扱い(その2)		4/8				60
17	公共的団体等の取扱い(その2)		4/8				61
18	補助金、交付金等の取扱い(その2)		4/8				62
19	町名・字名の取扱い(住居表記の統一)				5/27		63
28	広報・広聴事業の取扱い(その2)		4/8				64
35	病院・診療所の取扱い		4/8			51	65
41	農林水産事業の取扱い(その2)		4/8				66
42	商工観光事業の取扱い(その2)		4/8				67
43	勤労者・消費者事業の取扱い		4/8			52	68
44	建設事業の取扱い(その2)		4/8				69
	建設事業の取扱い(その3)			4/22			70
49	社会福祉協議会の取扱い(その2)		4/8				71

合併協議会・幹事会・小委員会・専門員会は公開しています

今後の開催予定は下記のとおりとなっています。なお、都合により日程を変更することがありますので、傍聴される方は合併協議会事務局にご確認のうえお越しく下さい。また、小委員会と専門委員会の開催日程は、事前に合併協議会事務局又は合併関係町村役場の窓口へお問い合わせください。
これらの会議の開催日程は、協議会のホームページにてお知らせしています。

協議会の予定

- 第15回協議会 ▶ 5月13日(木) 午後1時30分
場所/緒方町中央公民館ホール
- 第16回協議会 ▶ 5月27日(木) 午後1時30分
場所/朝地町公民館ホール
- 第17回協議会 ▶ 6月24日(木) 午後1時30分
場所/大野町中央公民館大集会室

幹事会の予定

- 第15回協議会 ▶ 5月7日(金) 午後1時30分
場所/大原総合体育館研修室
- 第16回協議会 ▶ 5月20日(木) 午後1時30分
場所/大原総合体育館研修室
- 第17回協議会 ▶ 6月17日(木) 午後1時30分
場所/大原総合体育館研修室

編集・発行 / 大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35(大原総合体育館内)
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール info@ohnogun-gappei.jp
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148